

申告書の書き方 (記入例)

(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの内容) (申告書の表面)

この欄の住所・ふりがな・生年月日は、あらかじめ印字してあります。ご確認のうえ「氏名」(漢字等)及び「電話番号」を記入してください。印字に誤りがありましたら、恐れ入りますがお知らせください。
また、提出の際は、**赤わくの中**を必ず記入していただくようお願いします。

◎ 前年中に収入がなかった方

1の欄の「収入なし」を○で囲んでください。

◎ 所得から差し引かれる金額

(控除の額は裏面の「各種控除額一覧表」を参照してください。)

控除の種類	内容等
⑬ 社会保険料控除	令和5年中に支払った社会保険料(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、雇用保険料、農業者年金など)
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済事業団と契約した第1種掛金及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金
⑮ 生命保険料控除	生命保険契約、簡易保険契約、郵便年金契約、生命共済契約等の保険料
⑯ 地震保険料控除	地震保険契約、損害保険契約、建物更生共済契約等の保険料
⑰ 寡婦控除	次に掲げる方でひとり親に該当しない方 イ 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない方 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死の明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない方
⑱ ひとり親控除	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有し、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない方
⑲ 勤労学生控除	法令及び政令で定められる学校の学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の方
⑳ 障害者控除	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方や精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市長等の認定を受けている方など(障害者手帳等の交付を受けている方は手帳を持参するか、障害の程度等、内容のわかる部分の手帳の写しを添付してください。)
㉑、㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額1,000万円以下の方が、生計を一にする配偶者を有する場合、配偶者と申告者の所得金額に応じて控除
㉓ 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者、その他の扶養親族のうち合計所得金額が48万円以下の方
㉔ 雑損控除	令和5年中に災害や盗難などにより資産について損害を受けたとき
㉕ 医療費控除	令和5年中に支払った医療費、治療費

加須市長様 令和 年 月 日提出		令和6年度(令和5年中所得)市民税・県民税申告書		受付印		
住所	加須市 三俣二丁目1番地1	(令和6年1月1日現在)	生年月日	昭和62年 3月 23日		
ふりがな	かぞたろう	代理申告者氏名	続柄	電話番号	0480-62-1111	
氏名	加須太郎			個人番号	0,1,2,3,x,x,x,x,x,x,1	
1 令和5年中に課税対象となる収入がなかった方						
収入なし		← 該当する場合は○で囲んでください。				
4 所得から差し引かれる金額に関する事項						
ここに源泉徴収票を貼ってください。	⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	国民健康保険税 165,000円		
		合計	165,000円			
	⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	120,000円		
		新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計			
	⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	50,000円		
		⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除				
	⑳ 障害者控除	氏名	障害の程度	身体精神療育	級度	
		個人番号				
	㉑～㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名	生年月日	明・大 ④:平 63・5・3	円	
		加須花子	配偶者の合計所得金額	0		
㉓ 扶養(16歳未満の扶養親族)	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
	加須正子	21・7・1	同居	母	45万円	
⑳ 障害者控除	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	
	加須一郎	28・1・1	同居	子	4万円	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面⑬に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。						
㉕ 医療費控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類			
	雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額		
裏面にも記入する欄がありますからご注意ください。 寄附金税額控除を受ける方は、裏面⑭に記入してください。						

◎ 所得金額

2は収入額、**3**は経費や特別控除などを差し引いた所得額を記入してください。

所得の種類	内容(種目)
ア、①、裏面⑧、⑫ 営業等	卸売業、製造業、小売業、飲食業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、外交員などの事業から生ずる所得
イ、②、裏面⑧、⑫ 農業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜・家さんの飼育、わら加工、酪農品の生産などから生ずる所得
ウ、③、裏面⑧、⑫ 不動産	地代、家賃、貸間、土地や家屋の権利金などの所得
※営業、農業及び不動産は、収入から必要経費を差し引いたものが所得となります。	
エ、④ 利子	公債、社債、預金の利子、公社債投資信託の分配金などの所得
※収入額がそのまま所得額となります。	
オ、⑤、裏面⑨ 配当	株式(出資)の配当、協同組合の分配金など 一定の上場株式などは特別徴収により申告不要(申告した場合は総合課税又は申告分離課税を選択)、非公開株式会社などは総合課税
※収入金額から必要経費(負債の利子)を差し引いたものが所得となります。 ※一定の上場株式配当を申告した場合、非課税や扶養控除等の判定にその所得金額を含めます。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響がでることがあります。	
カ、⑥、裏面⑦ 給与	給料、賃金、賞与などの所得(所得算出表は書き方裏面を参照)
キ、⑦ 公的年金等	過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、恩給、国民年金など(所得算出表は書き方裏面を参照)
ク、⑧ 業務に係るもの	副業に係る所得(原稿料や講演料又は個人取引もしくは食品の配達など)のうち、営利を目的とした継続的なもの
ケ、⑨、裏面⑩ その他の雑	個人年金、互助年金などの上記以外のものによる所得
※収入金額から必要経費(交通費、掛金など)を差し引いたものが所得となります。	
コ、サ、⑩、裏面⑪ 総合譲渡	ゴルフ会員権、骨董品など土地・建物以外の譲渡による所得
※収入金額から必要経費(取得費、譲渡費用など)と特別控除額(最高50万円)を差し引いたものが所得となります。 ※資産の取得から5年以下のものを短期、5年超のものを長期とし、長期譲渡については所得の1/2だけが課税対象となります。	
シ、⑩、裏面⑪ 一時所得	生命保険金の満期一時金、賞金、懸賞当せん金などの所得
※収入金額から必要経費(生命保険の掛金など)と特別控除額(最高50万円)を差し引いたものが所得となり、その1/2だけが課税対象となります。	

表面6 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法
給与や公的年金等の所得以外の所得に対する市民税・県民税の納税方法のうち、希望する方法にチェックしてください(給与収入がない方や給与収入があっても給与から市民税・県民税を天引きされない方は普通徴収となります)。

裏面12 事業専従者に関する事項
事業専従者とは生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、事業所得又は不動産所得を生ずべき事業に1年のうち6か月を超える期間従事する方です。

裏面13 別居の扶養親族等に関する事項
別居の扶養親族等がある場合は、氏名、個人番号及び住所を記入してください。

裏面14 寄附金に関する事項(寄附金税額控除)
令和5年中に地方公共団体や住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社及び条例で定めたものに対して合計で2千円以上の寄附を行った場合は記入してください。

住宅ローン控除について
住宅ローン控除を受ける方は、行田税務署での申告をお願いします。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

受付者印	入力者印	確認者印
------	------	------